

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年8月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年7月中旬～2022年8月中旬）

- 「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）」
- 「杭州インターネット法院が個人情報保護に関する 10 大典型的事件を公表」

II. 中国法務の現場より

「高温続きによる影響」

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年7月中旬～2022年8月中旬）

◆ 自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）（意見募集稿）¹

交通運輸部 2022年8月8日公表

1. はじめに

自動運転車の技術発展に適応し、輸送サービス分野における自動運転車の応用を推進し、輸送の安全性を確保するため、交通運輸部輸送サービス司は自動運転車モデル運営のテスト状況を整理したうえで、「自動運転車運輸安全サービスガイドライン（試行）」の意見募集稿（以下「本ガイドライン案」という。）の起草を組織した。本ガイドライン案は2022年8月8日に公布され、9月7日までパブリックコメントが募集される。

本ガイドライン案が公表される以前には、北京、深セン、武漢、重慶等の都市で既に地方性法規が制定されていたが、今後は国レベルで基準を統一し、自動運転車の運行に関する基本的行為を規範化することにより、自動運転の実用化を更に推し進め、業界全般の持続的発展を促進することが期待されている。

2. 要点

本ガイドライン案は計9章から構成され、規則の拠所、適用範囲、発展の原則、輸送事業者に対する要求、車両や人員に対する要求、安全保障要求及び監督・管理方式等の内容が含まれている。以下では、本ガイドライン案の主な規定を紹介する。

(1) 適用範囲

本ガイドライン案は自動運転車を使用して、道路（高速道路を含む）、都市道路など自動車の通行する各種道路において、都市公共バス（電気）旅客運送、タクシー旅客運送、道路一般貨物運送及び道路旅客運送の業務に従事する場合に適用される。

なお、本ガイドライン案における自動運転車とは、その設計された運行条件のもとで、全ての動的運転タスクを実行する能力を具備する自動車を指し、条件付自動運転車、高度自動運転車、完全自動運転車が含まれる²。

(2) 発展方向（実用される場面）

輸送安全を確保する前提で、閉鎖された高速バスシステムなどの場面で、自動運転車を利用して都市公共バス（電気）車の旅客輸送活動に従事すること、交通状況が単純で、制御可能な状況下において、タクシー旅客運送活動に従事すること、点对点幹線道路輸送、比較的閉鎖された道路などで、一般貨物輸送活動に従事することが奨励されている。他方、自動運転車の道路旅客輸送業務への使用は慎重に行われるべきとされ、危険物の道路輸送業務への使用は禁止されている³。

(3) 輸送事業者に対する要求

自動運転車を使用して都市公共バス（電気）旅客輸送、タクシー旅客輸送、道路一般貨物運送及び

¹ 「自动驾驶汽车运输安全服务指南（试行）（征求意见稿）」

² 本ガイドライン案の二

³ 本ガイドライン案の四

道路旅客運送の業務に従事する者は、法律に基づき市場主体として登録し、事業範囲も該当業種について登録しなければならない。また、タクシー旅客輸送、道路一般貨物運送及び道路旅客運送の業務に従事する者は、該当業種の道路運送事業免許・資格を取得し、都市公共バス（電気）の運行業務に従事する者は、国家及び地方都市人民政府の関連運営に関する資格要件をも満たさなければならない⁴。

(4) 車両に対する要求

ア 基本条件

輸送業務に使用される自動運転車は国家及び交通輸送業界の安全・技術基準の要件を満たし、法律に基づいて自動運転車の登録登記を行い、自動車登録番号標及び自動車運転許可証を取得しなければならない。タクシー旅客輸送、道路一般貨物運送及び道路旅客運送業務に使用される自動運転車は、法律に基づいて「ネット予約タクシー輸送許可証」⁵または「道路輸送許可証」⁶を取得しなければならない。都市公共バス（電気）に使用される自動運転車は、国家及び地方都市人民政府の関連運営に関する資格要件をも満たさなければならない⁷。

イ 車両保険

輸送業務の自動運転車は、自賠責保険（強制保険）、安全生産責任保険及び保険金額が500万円以上の自動車第三者賠償責任保険に加入しなければならない。道路旅客輸送及びネット予約タクシーの自動運転車は、国家の関連規定に従い、運送業者賠償責任保険にも加入しなければならない⁸。

(5) 人員に対する要求

輸送業務に使用される条件付自動運転車及び高度自動運転車は、運転手を配備し、輸送業務に従事する完全自動運転車は、遠隔運転手または安全係を配備しなければならない。運転手及び安全係は、輸送事業者が組織した訓練考査に合格し、自動運転車の使用説明をマスターし、自動運転車の走行ラインのリスクを熟知し、緊急時の対応能力を具備するものとする。運転手は交通輸送分野の従業者に関する管理規定と要求に符合し、対応する就業資格証書をも取得しなければならない⁹。

(6) 安全保障

ア 安全生産管理

輸送事業者は、安全生産主体の責任を着実にし、少なくとも、全員の安全生産責任システム、車両技術管理システム、安全リスク検出・対処システム、動的監視管理システム、従業員安全管理システム、主要ポストの安全生産作動手順、安全生産及び緊急対応能力の育成プログラム等を含む運営安全管理制度を確立するものとする¹⁰。

⁴ 本ガイドライン案の五

⁵ 中国語では「网络预约出租汽车运输证」という。

⁶ 中国語では「道路运输证」という。

⁷ 本ガイドライン案の六の（一）

⁸ 本ガイドライン案の六の（二）

⁹ 本ガイドライン案の七

¹⁰ 本ガイドライン案の八の（一）

イ 輸送安全保障

輸送事業者は、輸送安全保障体制を整備し、試運転及び正式運転の前に自動運転車の輸送安全保障案を作成し、自動運転車の設計・運転条件、運転安全リスクリスト、等級別管理措置、緊急事態の対応措置を明確にし、輸送安全保障方案に関する専門的実証及びリスク評価を手配するものとする。輸送安全保障方案及びリスク評価報告書は、所属地の交通輸送主管部門に届出しなければならない¹¹。

ウ 車両動態監視

輸送事業者は道路輸送車両動態監督・管理弁法¹²及び関連規定に従い、自動運転車の動態監視を強化し、車両の運行エリア、走行線路及び運転状況について監視・管理をし、違反行為の是正及び処理を適時に注意しなければならない¹³。

エ 運行状態情報管理

輸送業務に使用される自動運転車は車両の運行状態記録、保管及び輸送機能を具備し、輸送事業者及び所属地の交通輸送主管部門に関連情報を適時に伝達しなければならない。車両に事故または自動運転障害が発生した場合、事故発生時の少なくとも90秒前から事故発生後の30秒以上の運行状態情報を自動的に記録、保存する。運行状態情報には、少なくとも車両基本情報、制御モードの変化状況、受信したリモート制御指示状況、運行状態、マンマシンインタフェース及び車内外の画像等を含まなければならない¹⁴。

オ 応急処置

輸送事業者は自動運転車の運転に関する緊急事態対応案を作成し、緊急事態の種類、緊急対応手順、職務分掌及び保障措置等を明確にし、定期的に緊急訓練を実施するものとする。自動運転車の運行中に車両の故障や生産安全事故が発生した場合、輸送事業者は、緊急事態対応案に従って緊急対応を速やかに起動し、現場処置や事故の緊急対応を行い、事故発生地の交通輸送、公安、緊急管理などの部門に事故の状況をタイムリーに報告する¹⁵。

本ガイドライン案は中国において、地方政府から中央政府まで、自動運転技術の適用と商業化を推し進める積極的なメッセージを発信し、自動運転技術の、実場面での安全運用に一定の指導を提供している。他方、自動運転技術は生命と財産の安全にかかわる新しい技術として、大衆に認識され、受け入れられるまでまだ時間がかかり、完全な自動運転、安全係のない自動運転の商用化もまだ早い。自動運転に適用され、且つ操作性のある法律制度、標準、規範はまだ改善される余地が大きいと思われる。

◆ 杭州インターネット法院が個人情報保護に関する10大典型的事件を公表

杭州インターネット法院 2022年8月19日公布

2017年8月18日に正式に設立し、設立5周年を迎えた中国初のインターネット関連案件のテスト法院である杭州インターネット法院は、個人情報保護に関する10大典型的事件を公表した¹⁶。

¹¹ 本ガイドライン案のハの(二)

¹² 「道路运输车辆动态监督管理办法」

¹³ 本ガイドライン案のハの(三)

¹⁴ 本ガイドライン案のハの(四)

¹⁵ 本ガイドライン案のハの(五)

¹⁶ <https://mp.weixin.qq.com/s/82rYeUUmNzCgehKjY4ifhA>

今回公表された典型的事件には地方検察院が提起した、個人情報保護に関する民事公益事件もあれば、個人と会社間の個人情報保護紛争事件も含まれている。銀行信用調査、公共交通サービス等従来の個人情報の取り扱い分野だけでなく、ネットショッピングプラットフォーム（APP）がそのAPPに搭載している支払機構へのユーザー情報の提供、APPの自動意思決定といった新しいタイプの個人情報の取り扱い場面に関する事案もカバーしており、今後の人民法院の個人情報保護関連事件に関する審理の参考になるものと思われる。

以下、10大事件のうち、実務上の参考価値が高いと思われる5件の事案に関する概要と、これに関する若干のコメントを紹介する。

事件1： 不特定主体の個人情報権益の侵害事件（2020）浙0192民初10605号

本件は民法典を適用した全国初の個人情報保護民事公益訴訟事件で、被告人の孫氏は2019年2月よりインターネット上で購入または交換した氏名、電話番号、メールアドレス等を含む個人情報4万件あまりをWECHAT、QQ等の方式で、計34,000円で訴外劉氏に販売し、訴外劉氏は関連情報を取得後、虚偽の外貨業務の宣伝に使用した。公益訴訟起訴人は被告人が他人の許可を得ずにネット上で個人情報を公然と不正売買、提供し、社会の不特定多数の主体の個人情報権益を侵害し、社会公共利益にも危害を及ぼしたとして、民事公益訴訟を提起した。

民法典第111条の規定によれば、いかなる組織または個人が他人の情報を取得する必要がある場合、法に基づいて取得し、且つ情報のセキュリティを確保し、他人の個人情報を不法に収集、使用、加工、転送してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供または公開してはならないとされている。被告人の孫氏は不特定多数の自然人の同意を得ずに、その個人情報を不法に取得し、不法な営利目的で、不特定な社会主体の個人情報に乗せられた公共情報に関する安全という公共利益を侵害したと判断し、孫氏が権利侵害行為によって取得した利益に従って、公共利益損害賠償金34,000円を支払い、且つ、公衆に謝罪するよう判示した。

個人情報保護は自然人個人の権益保護だけではなく、社会公共利益の側面も有している。各業界の個人情報に対する依存度が高まってきている背景のもと、個人情報に対する保護レベルも向上させる必要性が高まっているが、本事案は、全国で初めて民法典の個人情報保護規定を適用した公益訴訟であり、裁判所が、社会公共利益にかかわる不特定の民事主体の個人情報に対する保護を重視する姿勢が窺われる。

事件3： APPによるユーザーの個人情報の収集・使用限度（2020）浙0192民初4252号

本件も個人情報保護に関する公益訴訟である。本件APPは被告人が開発・運営するオンライン音楽教育APPで、インストール時及び使用中に以下のようなユーザー個人情報に関わる違法現象が見られたことから、杭州市余杭区人民検察院に提訴された。

- インストール及び使用中にプライバシーポリシーを表示せず、ポップアップなど目立つ方法でユーザーにプライバシーポリシーなどの個人情報収集規則を読むよう提示せず、且つ具体的なプライバシーポリシーの内容を有していない。
- 本件APPはユーザーが不必要な個人情報の収集または不必要な権限の授与に同意しない場合、業務機能の提供を拒否することができることとされている。
- 本件APPはユーザーのその他個人の行方の軌跡情報等のセンシティブ個人情報の収集を要求するときに、ユーザーにその目的、方法、範囲を同時に伝えていない。

裁判所のもとで双方の当事者は調解を行い、被告人が APP にかかるユーザー個人情報侵害行為の即時停止、所定の期日までの APP に対する全面的改善の実施、違法に収集、保存した全てのユーザーの個人情報の即時削除のほか、合意に違反する行為があり、行政主管部門または司法機関に確認された場合、自動的に公益訴訟起訴人の杭州市余杭区人民检察院に 50 万円の違約金（当該違約金の全ては国レベルの個人情報保護公益基金の公益支出に使われる）を支払うことなどの内容で調解が成立した。

本件は最高人民検察院の検察当局による個人情報保護公益訴訟の典型的な事件、また浙江法院個人情報保護典型的な事件に選ばれ、多数の消費者の個人情報を侵害する行為が社会的公共利益を侵害する場合の、検察機関が消費領域において個人情報保護の民事公益訴訟を提起することの実効性と必要性を示唆している。

事件 6：電子公共交通カードの使用場面における個人情報権益の保護と利用 （2021）浙 0192 民初 8058 号

本件は黄氏が信用管理有限会社に起訴した事件である。原告の黄氏は無断で自身の信用アカウントが開設されたとして、信用管理会社に問い合わせたところ、黄氏が従前、重慶や清遠市で公共交通乗車 QR コードを開通したと同時に、信用アカウントも自動的に開通したとの回答を受けた。QR コードを開通した際、「契約に同意し且つ開通」と記載されたボタンをクリックし、同意する必要があるが、その下部に青字で「乗車コードサービス契約」、「ユーザー授權契約」を読み、公共交通乗車 QR コードに氏名、携帯番号、身分証を取得し、実名でカードを申請することを授權する旨の内容が記載されている。

杭州インターネット法院は、信用アカウントの開通サービスは黄氏の同意を取得しており、正当性原則を満たしていること、当該信用サービスは最小のコストでユーザーに対する事前信用評価を行い、後払いのリスクを補い、情報処理者が契約を履行するために必要であり、必要性原則を満たしていること、そして、当該信用サービスはユーザーの自主決定権を十分に確保し、関連法律の規定にも違反せず、適法性原則に適合しているとして、原告の黄氏の全ての請求を棄却した。

本件は後払い機能を有する電子公共交通カードの使用場面における個人情報の保護と利用に関する事件で、場面理論、動態的場面分析、リスク評価、利益均衡規制を通じて、電子公共交通カードの使用場面における信用サービスの開通必要性を重点的に審査した。本件は信用サービスと後払い機能付の電子公共交通カードのビジネスモデルを認め、個人情報権益と社会的公共利益との利益衡量を行い、個人情報の取り扱いに関する規範的な手引を提供している。

事件 7： ネットショッピングプラットフォーム（APP）がその APP に搭載している支払機構へのユーザー情報の提供の適法性認定（2021）浙 0192 民初 2929 号/（2021）浙 01 民終 12780 号

本件原告の呉氏は EC サービス APP をダウンロードし、且つ個人の携帯番号を使ってアカウントを開設のうえ、APP 登録後、その要求に従って自分の名前と身分証番号を入力し、ウォレットを開通した。当該ウォレットにおいて自身がカードを有する銀行を追加しようとした際、不注意で銀行リストにある銀行をタップしてしまったところ、「当該銀行においては、まだカードを有していない」旨の表示がされた。原告が APP 内のその他ユーザー関連規約を閲読したところ、APP の運営主体と当該ウォレットの運営主体は一致しておらず、APP の運営主体は自身の同意を得ずに、自分の身分情報をウォレットの運営主体に転送し、更にその運営主体が別の銀行に転送した可能性

があるとして、ウォレットを取り消そうとしたが、取り消しができないことに気づき、裁判所に提訴をした。

杭州インターネット法院は、APPの運営主体がその収集した呉氏の個人情報をウォレットの運営主体に提供することについて、情報処理の目的、方式、範囲を明示しておらず、告知のうえでの個人情報の取り扱いに対する同意取得という原則にも反していること、また、契約の締結、履行等や法定職責又は法定義務の履行といった個人情報を取得する適法性根拠もないことを理由として、本件二社による個人情報の扱いは呉氏の個人情報権益を侵害したと認定し、両被告は呉氏に書面で謝罪し、且つ相応の権利保護のために行った支出を賠償するよう判示した。判決後、被告は上訴したが却下され、原判決が維持された。

個人情報保護法は同意の取得を原則とし、一定の場合には例外的に同意取得を不要としたが¹⁷、同意の免除（契約の締結、履行等や法定職責又は法定義務の履行等）の適用により、同意を取得することなく個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いが相応の規則の要求に符合することを確保することが必要である。

事件8：ショッピングAPPの自動レコメンドの適法性（2021）浙0192民初5626号

原告の郭氏は、被告の会社が運営するショッピングAPPの登録と使用中に、APPが「プライバシーポリシー」や「ユーザー契約」などを表示し、「同意」または「拒否」を選択することを要求され、これを拒否した場合、ショッピングAPPの使用を継続できないことを発見し、プライバシーポリシーにおけるAPPによる自動レコメンド機能に関する内容は個人情報保護法の関連規定に違反し、個人情報権益を侵害したとして、被告に対し、原告が上記のプライバシーポリシーの内容に同意しない場合でもAPPを使用できるオプションを提供すること、及び原告の個人情報権益を侵害した行為について謝罪し、経済的損失を賠償することを請求した。

杭州インターネット法院は、当該APPは、初回運行時、ユーザー登録時にプライバシーポリシーに同意するかどうかについて、ユーザーに提示して、ユーザーがこれを知ったうえでの同意権を保障していること、また、これと同時に、APP内において自動レコメンド機能を拒否するオプションも提供しており、ユーザーに個人情報権益を保護するための事後的な手段も提供していることから、原告の個人情報権益を侵害していないと認定し、原告の請求を棄却した。

本件はユーザーが個人情報を収集・使用して自動意思決定を行うインターネットプラットフォームに対して提起した事件である。自動レコメンド機能といった自動意思決定が個人の権利侵害を構成すると判断された場合、インターネットに関する新興技術と事業の正常な発展が阻害されてしまう恐れもあることから、本判決は個人情報を利用した自動意思決定と個人情報権益の保護とのバランスを図り、個人情報の合法的権益を十分に保障すると同時に、ネットサービス業界の正常な発展の保障と促進をも目指したものといえる。

執筆担当：包城偉豊、李成慧

¹⁷ 個人情報保護法第13条

II. 中国法務の現場より

◆ 高温続きによる影響

中国は1961年以来、最も強い高温と熱波が続いている。今回の高温は、持続期間が長く、範囲が広く、強度が大きく、非常に極端であったことが特徴である。夏以降（6月1日～8月15日）、全国の平均高温日数は12日であり、平年の同時期より5.1日多く、1961年から完全な気象観測の記録を取り始めて以来、同時期では過去最多となった。また、河北省、陝西省、四川省、湖北省、江蘇省、浙江省、福建省、広東省、青海省などの日中の最高気温は横ばい又は歴史的な極値を突破しており、そのうち、湖北省竹山（44.6℃）、重慶北碚（44.5℃）、重慶奉節（44.4℃）、重慶巫溪（44.0℃）、河北省靈寿（44.2℃）、河北省藁城（44.1℃）、河北省正定（44.0℃）、雲南省塩津（44.0℃）の日中の最高気温は44℃以上に達した¹⁸。南方地域の高温続きは、自然災害を引き起こし、経済運営にも悪影響を及ぼしている¹⁹。

I. 高温続きによる自然災害

(1) 干ばつ

中央気象台は8月23日までに34日連続で高温警戒を呼び掛けている²⁰。中国水利部によると、7月以来、長江流域の大部分は高温と少雨が続き、降雨量は平年の同時期より45%減少しており、長江と洞庭湖、鄱陽湖水系の流入量は平年の同時期より2～8割少なかった。現在、長江本流及び洞庭湖、鄱陽湖の水位は平年同期より4.85～6.13メートル低く、実測記録が残されている以来、同時期で最低となっている。それに、長江流域の干ばつ状況は急速に発展し、四川省、重慶市、湖北省、湖南省、江西省及び安徽省の6省（市）にある耕地が干ばつを受けた面積は1,232万ムー²¹となり、83万人や16万頭の家畜が干ばつによる給水で影響を受けた²²。高温と少雨による干ばつについて、財政部、応急管理部、水利部など多くの部門や各地の省級政府が様々な措置を打ち出した。

ア 財政部や応急管理部

8月17日に、財政部や応急管理部は2.1億元の中央自然災害救援資金を緊急に供与し、安徽省など7省（区・市）の干ばつによって生じている被害・災害対策活動を支援する²³。

イ 水利部

水利部は16日12時から、「長江流域ダム群干ばつ対策・給水保障連合調整特別行動」²⁴を実施して、三峡ダムを中心とする長江上流ダム群、長江中流の洞庭湖ダム群及び鄱陽湖ダム群からの放水量を増加させ、下流に14.8億立方メートルの水を補給する計画である²⁵。

ウ 安徽省

安徽省では8月10日に、省の防汛抗旱指揮部（洪水干ばつ対策本部）が省内にある淮河以南の地

¹⁸ http://www.zgqxb.com.cn/zx/yw/202208/t20220817_5038134.html

¹⁹ http://www.stats.gov.cn/xxgk/jd/sjjd2020/202208/t20220815_1887402.html

²⁰ <http://www.nmc.cn/publish/country/warning/megatemperature.html>

²¹ 中国土地の面積の単位であり、1ムーは6.667アールにあたる

²² https://www.cnr.cn/news/20220818/t20220818_525972544.shtml

²³ http://www.gov.cn/xinwen/2022-08/18/content_5705924.htm

²⁴ 中国語は「長江流域水库群抗旱保供水联合调度专项行动」

²⁵ <https://www.chinanews.com.cn/gn/2022/08-17/9830045.shtml>

域に対して、干ばつ対策緊急対応 IV 級²⁶の緊急対策を発動し、生活と安定した生産の確保に積極的に取り組んでいる²⁷。

エ 江西省

江西省の省農業農村庁は、8月17日に「農業干ばつ対策サービス指導業務の展開に関する緊急通知」²⁸を発表し、約11の業務グループを派遣し、省内22の県（市、区）に対して農業干ばつ対策サービス指導業務を展開することを決定した²⁹。

オ 重慶市

重慶市の市農業農村委員会は、8月18日に「当面の農業生産の干ばつ対策を確実に行うことに関する緊急通知」³⁰を発表し、食糧安全及び重要な農産物の安定した生産と供給を確実に保障するよう要求した³¹。

(2) 森林火災

異常な高温の天気は持続時間が長く、範囲が広く、多くの地域の平均気温が過去の同時期の最高となる状況下で、林下の枯れ枝と落葉が乾燥して自然発火しやすくなり、8月17日以来、重慶市のフ陵区、南川区、江津区、大足区、銅梁区、巴南区などの区で相次いで山林火災が発生し、21日に四川省瀘州市で2件の森林火災も発生した。そのうち、人口3,000万人を超えた重慶市は極端な高温による激しい森林火災で深刻な影響を受けている。

当該状況に鑑み、8月22日に応急管理部、国家林業草原局及び中国気象局の3部門は共同で今年初めての高森林火災に関する赤色警報を発令し、重慶の中南部と四川省東部の部分的な地域で森林火災等級が「極めて危険」なレベルに達すると警告し、森林の防火に関する応急防御活動をしっかり行い、公衆の防火意識を向上させるよう呼び掛けている³²。

2. 計画停電による企業への影響

極端な高温で電力使用量が急増し、高温区にある住民はエアコンを使って室内の温度を調節する必要がある一方、高温・少雨のため、水力発電の発電量が大幅に減少している。そのほか、四川省は「西電東送」³³の重要な輸出省として、毎年東部の都市に電力を供給する必要がある。この結果、電力使用量が発電量を大幅に上回り、四川省などで電力不足による計画停電が行われている。

四川省経信庁と国網四川省電力公司是8月14日、「工業企業が電力を住民に譲る実施範囲の拡大に関する緊急通知」³⁴（以下「通知」をいう）を発表した。通知により、8月15日から20日まで全省（攀枝花市、涼山市を除く）の19の市（州）で、工業企業が電力を住民に譲る実施範囲を拡大し、四川電力網の電力使用方案にあるすべての工業電力使用者（ホワイトリストに入られた重点保障企業を含む）に対して生産の全停止（安全を保障する負荷を除く）を実施し、高温休暇を取

²⁶ 安徽省による洪水・干ばつ防止応急対策案（中国語で「安徽省防汛抗旱应急预案」）により、洪水や干ばつの深刻度と範囲に基づき、緊急対応行動はIV級（一般）、III級（比較的大きい）、II級（重大）、I級（特に重大）の4級に分けられる。

²⁷ <http://yjzt.ah.gov.cn/public/9377745/146815651.html>

²⁸ 「关于开展农业抗旱服务指导工作的紧急通知」

²⁹ http://www.jiangxi.gov.cn/art/2022/8/18/art_393_4113084.html

³⁰ 「关于切实做好当前农业生产抗旱工作的紧急通知」

³¹ http://nyncw.cq.gov.cn/zwxw_161/zwdt/202208/t20220819_11021441.html

³² http://www.cma.gov.cn/2011xwzx/2011xqxw/2011xqxyw/202208/t20220822_5048260.html

³³ 中国「西部大開発」の象徴的プロジェクトとして、西部にある豊富な水資源などで作られた電力を東部へ輸送するものである

³⁴ 「关于扩大工业企业让电于民实施范围的紧急通知」

らせて、電力使用を住民に譲ることが決定された³⁵。その後、重慶市もほぼ同様な通知を発表し、8月17日の00:00から24日の24:00まで計画停電の実施を決定した³⁶。

このため、四川省内にある多くの企業は電力不足に対応するため6日間の操業停止を余儀なくされた。また、四川省政府は21日に計画停電を25日まで延長する通知を出した³⁷。その一方で、上海市は16日、計画停電に取り組んでいる四川省に対して、成都にある自動車産業関係の16社の電力を優先的に確保するよう要請した。これは、四川省で実施された計画停電によって、上海にある自動車会社などへの部品供給が減少しており、生産が滞ったことが要因である³⁸。電力使用制限がこれ以上長期間続けば景気回復に悪影響を及ぼすとされている。

3. 対策

四川省と重慶市は今回の停電事件を受け、政府は水力発電の代わりに代替電気エネルギーを考え始めており、四川省政府と重慶市政府は8月17日に、共同で「四川・重慶エネルギーのグリーン・低炭素・高品質発展促進共同行動方案の通知」³⁹（以下「**方案**」という）を発表した。当該法案により、良質なクリーンエネルギー拠点を建設し、再生可能エネルギー開発に力を入れ、電気等のエネルギーの安全な備蓄能力の向上をするなどの目標が提出された⁴⁰。

執筆担当：席修挙

³⁵ <http://news.chemnet.com/detail-5043193.html>

³⁶ https://www.guancha.cn/economy/2022_08_17_654074.shtml

³⁷ <https://www.laoyaoba.com/n/829838>

³⁸ <http://news.10jqka.com.cn/20220819/c641239181.shtml>

³⁹ 「关于印发推动川渝能源绿色低碳高质量发展协同行动方案的通知」

⁴⁰ http://www.cq.gov.cn/zwgk/zfxgkml/szfwj/qtgw/202208/t20220817_11015192.html

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

| 号数 | 紹介法令 | 連載・コラム |
|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 2022 年 7 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 「事業者集中案件の独占禁止審査の試験的な一部委託に関する公告」 「国務院 2022 年度立法計画」 | 「DiDi に対する行政処分」 |
| 2022 年 6 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 「団体商標、証明商標の管理及び保護弁法（意見募集稿）」 「データセキュリティ管理認証実施規則」 「公民による国家安全危害行為の通報奨励弁法」 | |
| 2022 年 5 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院が薬品安全に関する典型的事件を公表」 「両用品目輸出管理条例（意見募集稿）」 | |
| 速報版 | サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-個人情報越境処理活動認証技術規範（意見募集稿） | |
| 2022 年 4 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による「民事訴訟法」の適用に関する解釈」の改正に関する決定 国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定 | 「最高人民法院が公表した 2021 年 10 大知財事件」 |
| 2022 年 3 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 | |
| 2022 年 2 月号 | <ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 2022年1月号 | <ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 | 「2022年の注目しておくべき立法」 |
| 速報版（2022/1/25） | 中国における育児休暇の導入について | |
| 速報版（2022/1/6） | 外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について | |
| 2021年10月号 | <ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和国税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） | 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行 |
| 2021年9月号 | <ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 | 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結 |
| 2021年8月号 | <ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 | 中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務 DD の頻出事項④ （人事労務） |
| 速報版（2021/8/30） | 中国の個人情報保護法について | |

■ 発行

TMI 総合法律事務所

■ 編集・監修

山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴

■ 発行日

2022年9月14日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



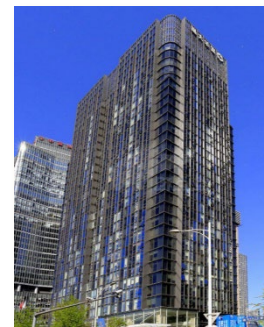
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/メキシコ/ケニア